

平成31年度藤枝ICTコンソーシアム推進業務

ICT人材育成事業委託特記仕様書

本特記仕様書は、「平成31年度藤枝ICTコンソーシアム推進業務②ICT人材育成事業」（以下「本業務」という）に適用する。本業務の遂行にあたっては、全て契約図書に基づき実施するものとする。

1 委託期間 契約締結日から平成32年3月31日まで

2 納入期限 平成32年3月31日

3 業務内容

以下に掲げる「ICT人材育成事業」の実施及び実現可能性が確保できる企画の確立や事業の立上げに加え、コンソーシアム事業の包括的な推進・促進等。

ICT人材育成事業（地域におけるICT人材の育成）

高校生や大学生、社会人を対象とした即戦力となるICT人材の育成はもとより、新たな働き方改革を目指すクラウドソーシング事業における働き手（ランサー）の育成やスキルの向上を目的とした実践的なICT教育を実施し、地元産業の求めるICT人材マッチングおよびICT利活用を促進することで、雇用の確保や女性や高齢者等の新たな働き手の育成により地域経済の活性化を図る次の想定事業を展開するものとする。

想定する事業	事業の概要
即戦力となるICT人材の育成	地元産業や現代のビジネス社会のニーズにマッチした講座の開講を目指し、新カリキュラムとして整備する。
クラウドソーシング活用に向けたスキル習得 ※フリーランスレディの育成	・クラウドソーシングを活用し、女性や高齢者等の新たな働き方の担い手となる人材の育成 ・継続してスキルアップ・キャリアアップを目指す専門性を身につけ、より高度な業務が受注できるよう養成講座の開催 ・結婚・出産・介護等をきっかけに、時間や場所を選ばずに仕事を行う女性（フリーランスレディ）の育成
ICT就業モデルの構築	ICT/IT産業への就業斡旋やクラウドソーシングを利活用したICT関連のしごと斡旋等のモデル検討を開始する。
事業継続性に係る提案等	ICT人材育成事業の継続性確保に資する提案等

4 成果品

納入成果品は下記の通りとし、納入前に藤枝市の承認を得ることとする。納入先は藤枝ICTコンソーシアムとする。

- (1) 3の実施記録及び成果報告書 1式
- (2) 3で作成された成果品または情報発信された記録データ 1式
- (3) 打合せ協議記録簿 1式

5 留意事項

- (1) 受託者は、業務実施にあたり、事前に事業計画書及び作業スケジュールを作成し、委託者に1部提出すること。また、委託者の請求時等、必要に応じて進捗状況をまとめた中間報告書を提出しなければならない
- (2) 受託者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない
- (3) 受託者は、貸与された関係資料等を、業務の完了後直ちに返還しなければならない
- (4) 受託者は素材等として許諾が必要なものを使用する場合は、すべての手続きを行い、使用にかかる費用もすべて負担すること
- (5) 受託者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うこと
- (6) 受託者は、本業務の全部を再委託もしくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託もしくは請負わず場合に限り、事前に書面によりコンソーシアムの承諾を得たときは、この限りではない
- (7) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること
- (8) 受託者は委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利を、成果物の納入後、直ちにコンソーシアムに無償で譲渡すること
- (9) 藤枝市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないこと
- (10) 受託者は、作業実施にあたり、本仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じたときは、委託者とその都度協議し指示を受けるものとする。
- (11) 本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、藤枝商工会議所や岡部町商工会、市等における個人情報保護規約等に準ずる対応をする。個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。